

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人邦栄会（以下「法人」という。）の役員及び評議員の報酬及び出張旅費等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会への出席報酬)

第3条 役員が理事会に出席したとき、評議員及び監事が評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

2 監事が、評議員会に出席し、かつ同一日に開催された理事会に出席したときは、理事会出席に係る報酬は支払わないものとする。

(理事等の報酬)

第4条 理事長及び常務理事の報酬は、別表2により支給する。

2 理事が理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人業務及び法人が実施する事業の運営にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

3 評議員が評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人業務及び法人が実施する事業の運営にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(監事の報酬)

第5条 監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 職員を兼務する役員及び評議員は、前項の規程は適用しない。

(理事長が出席を求めた者への報酬)

第7条 理事長が出席を求めた者が、理事会、評議員会及び法人主催の会に出席したときは、別表4により報酬を支払うことができる。

(改正)

第8条 この規程を改正する必要がある場合は、評議員会の議決を経なければならない

い。

附則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表1(第3条関係)

名称	報酬額
理事会出席報酬	日額 20,000円
評議員会出席報酬	日額 20,000円

別表2(第4条及び第5条関係)

名称	報酬額	備考
理事長報酬	月額 500,000円	
常務理事報酬	月額 300,000円	職員との兼務がない場合
理事及び評議員業務報酬	日額 20,000円	
監事業務報酬	日額 20,000円	

別表3(第6条関係)

名称	報酬額	旅費
報酬及び旅費(宿泊費含む)	日額 20,000円	実費相当

別表4(第7条関係)

名称	報酬額
理事長が出席を求めた者の報酬	日額 20,000円